

若手研究者奨励費

1. 目的

本制度は、本学の学術の振興を図り、社会に寄与する教育・研究活動の一層の拡充に資することを目的とし、将来的に発展性のある優れた着想を持つ研究かつ研究成果が期待される研究について研究費を支援するものです。

2. 募集内容

対象期間	2025年7月1日～2026年3月31日
交付額	30万円
申請資格	研究開始年度の4月1日現在で博士の学位取得後7年未満、又は40歳以下の本学専任教員
申請要件	過年度に本制度の交付を受けていない研究課題であること。
申請方法	所定の様式による計画書を作成し、所属長の内諾を得て、コラボフロー「研究支援制度申請届・変更届」にて提出。
受付期間	2025年4月1日（火）～5月7日（水）17:00【厳守】
審査方法	研究推進委員会の議を経て、学長が交付を決定します。 交付が決定した場合は大学教育研究評議会に報告されます。
審査基準	つぎのポイントを中心に評価を行なった上で、総合評価する。 ① 研究目的は具体的かつ明確に設定されていること。 ② 研究計画は十分に練られ、その進み方が堅実なものとなっていること。 ③ 研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されていることが見込まれること。 ④ 購入を計画している設備備品等は研究計画上、必要欠くべからざるものであること。 ⑤ 研究成果が期待できること。 ⑥ 追手門学院大学研究者総覧に登録された過去5年間の研究業績。
受給要件	本学から、2026年度科学研究費助成事業等学外助成に研究代表者として申請すること。（採択中の場合除く） 正当な理由なく申請を行なわなかった場合には、執行した研究費の返還を求める場合がある。 また、申請者が多数となった場合、原則として科学研究費助成事業等学外助成や他学内研究支援制度による助成を受けていない申請者を優先して支援するものとする。

3. 申請上の注意

申請にあたっては「追手門学院大学若手研究者奨励費制度に関する規程」をよくお読みください。

4. 研究費の使途

申請書に記載した各費目の額にしたがって使用するものとする。研究の進捗状況等により研究費の使用内訳について各費目の額を変更しようとする場合には、所定の手続きを経て許可を得なければならない。ただし、軽微なものを除く。

5. 執行上の注意

研究費の執行マニュアルをよく読んだうえで、執行してください。